

札幌新聞



《 雨宝堂 》

池の向こう岸（彼岸）に立つ御堂は、神仏習合思想の神像、雨宝童子尊を祀る。この神像は、大日如来の化身である天照大神が日向国（宮崎県）に降り立った十六才の御影を、弘法大師が感得して刻まれたと言い伝えられ、国の重文である。

《目次》

- 1 在留資格制度について知っていますか？
- 2 身近な労働法の解説 最低賃金・推進者

《業務案内》

- ◎人事・賃金制度の策定・相談
- ◎雇用保険・労災保険
健康保険・厚生年金 } 行政機関等に提出する書類等の作成
及び提出代行、電子申請
- ◎給与計算代行業務
- ◎労務管理の企画・立案・指導
- ◎中小事業主、建設業一人親方の労災特別加入 ◎各種助成金の申請
- ◎変形労働時間制、36協定の作成 ◎就業規則、諸規程の作成

- ◎会社設立 ◎建設業許可申請 ◎経営事項審査申請・指名願 ◎各種営業許認可
- ◎相続・遺言（起案）手続 ◎公正証書（起案）・各種契約書・内容証明書作成



事務手続・経営労務コンサルタント
安藤行政事務所
 行政書士 安藤行政事務所
 社会保険労務士法人 安藤行政事務所
 事務組合 総合労務管理協会

〒063-0814 札幌市西区琴似4条4丁目1番20号
 TEL011-642-0505 FAX011-642-6324
 E-mail info@ando-office.com
 URL <http://www.ando-office.com>

◆在留資格制度について知っていますか？

【 在留資格と該当例、在留期間 】

現在日本には、29種類の在留資格があります。

身近なものもあれば、日本に数名しか該当しないような資格もあります。

資格	該当例	在留期間	入国者数（8月現在）
外交	大使、総領事、代表団構成員など	外交活動の間	2,921
公用	大使館・領事館職員など	5年,3年,1年,3月,30日,15日	4,540
教授	大学教授など	5年,3年,1年,3月	2,396
芸術	作曲家、画家、作家など	5年,3年,1年,3月	158
宗教	外国から派遣される宣教師など	5年,3年,1年,3月	890
報道	報道記者、カメラマン	5年,3年,1年,3月	59
高度専門職	労働市場の効率性を高めることが期待される高度外国人材	5年または無期限	4,623
経営・管理	経営者、管理者など	5年,3年,1年,3月	7,769
法律・会計	国際弁護士、国際公認会計士など	5年,3年,1年,3月	95
医療	医師、歯科医師、看護師	5年,3年,1年,3月	201
研究	政府や企業と契約する研究者	5年,3年,1年,3月	458
教育	中学校、高等学校の語学教師など	5年,3年,1年,3月	5,665
技術・人文知識・国際	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、英会話教室講師など	5年,3年,1年,3月	53,396
企業内転勤	海外の事業所から転勤した外国人	5年,3年,1年,3月	6,000
介護	介護福祉士	5年,3年,1年,3月	29
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手	3年,1年,6月,3月,15日	4,420
技能	調理師、スポーツ指導者、パイロットなど（熟練した技能を要する業務）	5年,3年,1年,3月	2,629
技能実習	技能を習得するために日本で働く外国人（技能実習生）	法務大臣が個々に指定する期間（2年以内）	23,308
特定技能	即戦力となる技能を有する者	通算5年	44
文化活動	日本文化の研究者など	3年,1年,6月,3月	758
短期滞在	観光客、会議参加者など	90日,30日,15日	2,053,144
留学	留学生	4年3月～3月	53,232
研修	研修生	1年,6月,3月	1,183
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年～3月	33,012
特定活動	ワーキングホリデーで来日する人	5年,3年,1年,6月,3月	6,319
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	105,061
特別永住者	入管特例法に基づき永住を認められた者（在日朝鮮人など）	無期限	13,045
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年,3年,1年,6月	20,041
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者・子	5年,3年,1年,6月	4,432
定住者	日系3世、中国残留邦人など	5年,3年,1年,6月	16,002

※このうち、文化活動・短期滞在・留学・研修・家族滞在の資格では、就労が認められておりません。

【 在留外国人数が過去最多を更新 】

法務省の調べによると、2019年6月末での在留外国人数は282万人で過去最多となりました。

今年4月から開始された特定技能制度により、日本に在留する外国人は今後も増加すると予想されます。

【 特定技能制度とは？ 】

昨今の日本の中小・零細企業をはじめとする深刻な労働力不足は、経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の14分野（※）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するための制度が設けられました。

※ ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業
⑥建設 ⑦造船・舶用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業
⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

14分野の受入れ見込み数（5年間の最大値）の合計：345,150人

【 特定技能の水準 】

特定技能外国人は、求められる技能水準によって、1号と2号に分類されます。

1 特定技能1号

本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって
相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動。

2 特定技能2号

本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって
熟練した技能を要する業務に従事する活動。

【 外国人を受け入れる企業が守るべきポイント 】

特定技能外国人を雇用する企業は、主に下記の点を守らなければなりません。

- ✓ 支援計画を策定・実施し、生活上・職務上必要な知識のサポートをすること。
（※登録支援機関に委託することも可能です。）
- ✓ 労働保険、社会保険及び租税に関する法律等を遵守していること。
- ✓ 給与水準、社会保険・福利厚生が日本人従業員と同じ基準であること。
- ✓ 労働時間はフルタイムであること。

※過去に雇用していた外国人が失踪していたり、雇用形態が受入れに合致しない場合は、
受入れ機関として認められない可能性があります。

【 特定技能1号の受け入れ方 】

本人 ⇒ 特定技能評価試験に合格するか、技能実習の2号を修了すること

在留資格認定証明書を受領し、ビザ申請 ⇒ パスポート交付後、入国

企業 ⇒ 雇用契約の締結、支援計画・支援体制の整備・実施を行うこと

（登録支援機関への全部または一部委託可能）

在留資格認定証明書の交付申請、変更許可申請、在留資格認定証明書の送付
受け入れ後の環境の整備、維持

【 まとめ 】

現時点では、特定技能の資格で在留している外国人はまだ多くありませんが、技能実習生からの移行や現地での能力試験の実施が増えれば、さらに身近な制度となるでしょう。

【 後記 ～ 10,000時間の法則 】

何事も、プロフェッショナルと呼ばれるくらいに一流のスキルを得るためには、10,000時間の訓練が必要とされています。特定技能の有資格者となる外国人もそうですが、私たち実務者もまた、研鑽を重ねて、プロフェッショナルとしての技術を磨かなければなりません。当事務所でも、10,000時間には届きませんが、皆様に求められるスキルの修得に向けて、職員一同、日々邁進してまいります。



◆ 身近な労働法の解説

— 最低賃金 —

1. 最低賃金とは

働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。使用者は、労働者に最低賃金額以上を支払わなければなりません。最低賃金額は時間によって定められており、時間以外の賃金については、時間給に換算します。最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

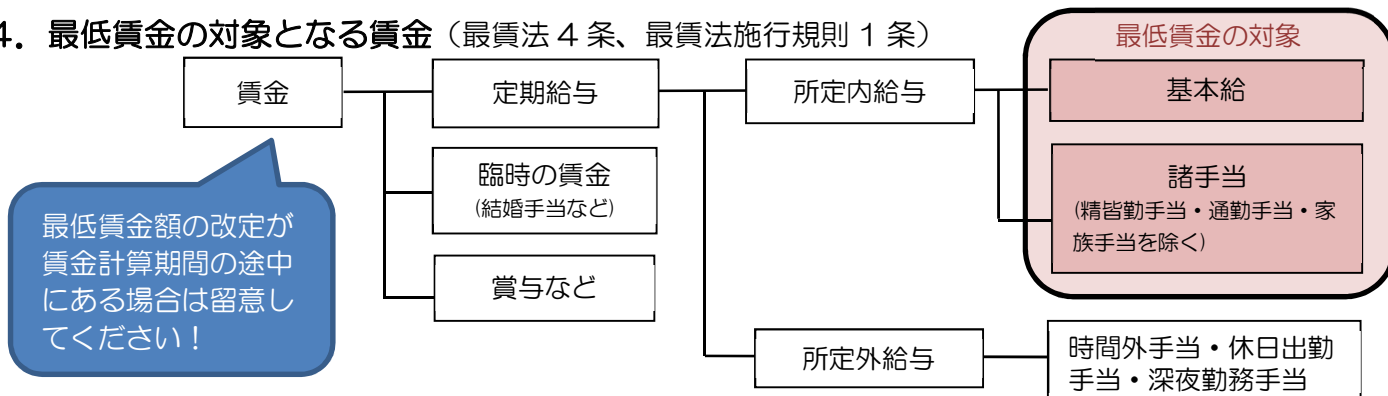
2. 地域別最低賃金

地域別最低賃金の額は、都道府県ごとに定められています。年齢や正社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

3. 最低賃金の計算

日で定めた賃金	日額 ÷ 1 日の所定労働時間（日によって所定労働時間が異なる場合は 1 週間の平均）
週で定めた賃金	週額 ÷ 1 週の所定労働時間（週によって所定労働時間が異なる場合は 4 週間の平均）
月で定めた賃金	月額 ÷ 1 カ月の所定労働時間（月によって所定労働時間が異なる場合は 1 年間の平均）

4. 最低賃金の対象となる賃金（最賃法 4 条、最賃法施行規則 1 条）



— 推進者 —

常時使用する労働者が 10 人以上になったら、安全衛生推進者（衛生推進者）の選任義務があります。

『安全衛生推進者』を選任しなければならない業種

- 屋外産業的業種
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- 屋内産業的業種で工業的
製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、自動車整備業、機械修理業、ゴルフ場、家具・建具・什器等卸売業・小売業、旅館業

『衛生推進者』を選任しなければならない業種

- 屋内産業的業種で非工業的
上記『安全衛生推進者』選任業種以外のその他の業種

安全衛生推進者	衛生推進者
1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 3. 健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること。 4. 労働災害防止の原因の調査及び再発防止対策に関すること。	左記業務のうち、衛生に係る業務。

STEP 1

10 人になりそう
 資格要件又は都道府県労働局長の登録を受けた講習を受講

STEP 2

10 人以上になったら
 14 日以内に選任
 （専属：もっぱらその事業場に勤務の者）

STEP 3

労働者に周知
 （行政庁に届出や報告書は不要）